

令和6年度鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

令和6年7月10日告示第147号

(趣旨)

第1条 市長は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用自立・分散型エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、鉾田市補助金等交付規則(平成17年鉾田市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)の種類及び要件は、別表第1のとおりとし、未使用であるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助金の交付を申請する年度内に市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に補助対象設備を設置し、かつ次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること(補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。)。
- (2) 自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (3) 補助対象設備を設置する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者の同意を得ていること。
- (4) 補助対象設備を設置する者及び同一世帯に属する者(前号に規定する場合にあっては、当該住宅の所有者又は全ての共有者を含む)に、申請日に納期限が到来していないものを除いて市税等に未納がないこと。
- (5) 鉾田市暴力団排除条例(平成23年鉾田市条例第13号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 補助対象設備を設置する者又は同一世帯に属する者が過去に鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象設備を設置する者又は同一世帯に属する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は別表第2のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は一の住宅につき1回に限り交付する。ただし、集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備の設置にあっては、一戸につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し(カタログ等)
- (4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の同意を受けていることが確認できる書類(様式第2号)
- (7) 補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置する場合は、太陽光発電に接続したことが確認できる書類の写し
- (8) いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、これを通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、当該申請者に対し、鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、これを通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認を決定するとともに、鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、鉾田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請取下げ書(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、鉢田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況・品名及び型番が確認できる写真
- (4) 住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、鉢田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、鉢田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、鉢田市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、取得し又は効用の増加した財産について、設置の完了後においても善良な管理者の注意をもつて適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、取得し又

は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(協力)

第16条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係) 補助対象設備の種類及び要件

設備の種類	設備の要件等
蓄電システム	令和5年度又は令和6年度に国が実施する補助事業における補助対象設備として国の委託業者により登録されているもので、以下の要件を満たす設備であること。 <ul style="list-style-type: none">・電力を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用できること。・住宅等に設置された太陽光発電設備(発電出力10kW未満のものに限る。)と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できること。・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されること。

別表第2(第4条関係) 補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び附属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費及び工事費(据付・配線工事等)	5万円